

令和7年2月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和7年2月12日（水） 午後1時30分から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、参事兼地域協働課長（小野秀哉）、文化振興課長（柳井谷光教）、文化財課長（大窪隆仁）、図書館長（中村仁美）、子ども政策課長（長尾哲）、子ども育成課長（中村康次郎）、参事兼子ども家庭支援課長（坂崎真一）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）令和7年度鈴鹿市教育費等予算案について（関係各課）
- （2）財産の取得について（鈴鹿市学校給食センタースチームコンベクションオーブン）（教育総務課）
- （3）鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について（学校教育課）
- （4）鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について（教育支援課）
- （5）鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について（教育支援課）

6 報告事項

- （1）令和7年度 鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について（学校教育課）
- （2）鈴鹿市幼小中一貫教育をめざして（教育指導課）
- （3）速報展「発掘された鈴鹿2024」の開催について（文化財課）
- （4）考古博物館「伊勢国分寺まつり2025」について（文化財課）
- （5）令和7年度鈴鹿市立図書館の臨時休館について（図書館）

7 その他

- （1）令和7年2月教育委員会臨時会の開催について（教育課総務課）

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 2 月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第 2160 号「令和 7 年度鈴鹿市教育費等予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 7 年度鈴鹿市教育費等予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2160 号「令和 7 年度鈴鹿市教育費等予算案」の概要について、説明いたします。なお、私からは、教育費等予算案の全体に係る部分と教育委員会事務局所管分の具体的な事業について、説明いたします。別冊の「令和 7 年度鈴鹿市教育費等予算(案)」の 1 ページ「1 教育費等予算」「(1)総括」を御覧ください。先般、開催されました令和 6 年 12 月鈴鹿市議会定例議会におきまして、「鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、これまで教育費でありました図書館等社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること及び文化財の保護に関することにつきましては、令和 7 年度から予算科目を総務費に変更することになります。そのため、昨年度までは当初予算の説明におきまして教育費のみの説明をさせていただいていたところ、今回は教育費に加え、科目変更をしました総務費部分につきましても併せて説明をさせていただきます。なお、令和 7 年 2 月鈴鹿市議会定例議会におきまして令和 7 年度当初予算案が議決され、予算科目の変更が承認されましたら、その後、定例会等においてお諮りする予算案につきましては、従来どおり教育費のみの説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では改めて「1 教育費等予算」「(1)総括」を御覧ください。令和 7 年度の教育費等の総額、合計欄でございますが、78 億 3,344 万 8 千円でございます。令和 6 年度と比べまして、6 億 2,921 万 5 千円の減額でございます。財源内訳としましては、国県支出金が 6 億 3,305 万 2 千円、地方債が 4 億 1,740 万円、その他が 10 億 6,985 万 5 千円、一般財源が 57 億 1,314 万 1 千円でございます。内訳としましては、教育費につきましては総額 72 億 3,714 万 6 千円、財源内訳としましては、国県支出金が 6 億 1,740 万 1 千円、地方債が 3 億 8,310 万円、その他が 10 億 3,449 万円、一般財源が 52 億 215 万 5 千円でございます。また、総務費につきまして

は総額 5 億 9,630 万 2 千円、財源内訳につきましては、国県支出金が 1,565 万 1 千円、地方債が 3,430 万円、その他が 3,536 万 5 千円、一般財源が 5 億 1,098 万 6 千円でございます。次に、「(2) 項別内訳」につきましては、教育費 72 億 3,714 万 6 千円のうち教育総務費が 20 億 2,835 万 6 千円、小学校費が 20 億 8,447 万円、中学校費が 9 億 8,329 万円、幼稚園費が 3 億 864 万 8 千円、社会教育費が 1 億 6,450 万 3 千円、保健体育費が 16 億 6,787 万 9 千円でございます。また、総務費 5 億 9,630 万 2 千円につきましては全て総務管理費でございます。次に、「(3) 部局別内訳」につきましては、先程、説明させていただきました教育費等の総額 78 億 3,344 万 8 千円のうち、教育委員会事務局の所管分は 63 億 6,953 万 1 千円で、令和 6 年度と比べ、6 億 9,061 万 2 千円の減額でございます。続きまして、地域振興部の所管分は 2 億 3,298 万円で、令和 6 年度と比べ、4,107 万 3 千円の増額でございます。続きまして、文化スポーツ部の所管分は 3 億 9,941 万 2 千円で、令和 6 年度と比べ、331 万 4 千円の増額でございます。最後に、子ども政策部の所管分は 8 億 3,152 万 5 千円で、令和 6 年度と比べ、1,701 万円の増額でございます。

次に 2 ページを御覧ください。「2 債務負担行為」についてですが、まず、「総合住民情報システム標準化対応業務委託料（学籍就学・就学援助システム分）」1,330 万 3 千円につきましては、現在、国が行っております地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う学籍就学・就学援助システムの委託に要する費用でございます。次に「教育 I C T 環境整備事業」2 億 9,158 万 4 千円につきましては、児童生徒用端末の賃貸借の運用管理に要する費用でございます。次に「外国人指導助手住宅賃貸借料」69 万 6 千円につきましては、外国人指導助手の住居の契約に要する費用でございます。次に「スクールバス運行委託料」1 億 2,000 万円につきましては、令和 8 年度から開校されます（仮称）天栄小学校に通学する児童のスクールバスの契約に要する費用でございます。次に「小学校建設事業」8,642 万 9 千円につきましては、河曲小学校の旧屋内運動場解体工事に要する費用でございます。次に「小学校屋内運動場空調設備リース料」2 億 8,790 万 7 千円につきましては、令和 7 年度から 12 年度までの小学校の屋内運動場に設置する空調設備の機器材の借上料に要する費用でございます。次に「中学校屋内運動場空調設備リース料」4 億 1,248 万 6 千円につきましては、令和 7 年度から 12 年度までの中学校の屋内運動場に設置する空調設備の機器材の借上料に要する費用でございます。次に「中学校建設事業」2 億 4,761 万 4 千円につきましては、白子中学校校舎長寿命化事業のため、令和 8 年度に要する費用でございます。次に「学校給食食材費」3 億 2,200 万円につきましては、令和 8 年度 1 学期分の食材につきまして、令和 7 年度中から調達の手続きをさせていただくための費用でございます。最後に「電子図書館運用費」297 万円につきましては、令和 12 年度までの電子図書館運用に係る委託料でございます。続きまして「3 地方債」ですが、小学校施設整備事業 8,590 万円は、各小学校の屋根防水、トイレ改修工事等に係る費用でございます。次に、中学校施設整備事業 2 億 2,170 万円は、白子中学校の長寿命化改修に伴う費用でございます。次に、給食センター施設整備事業 7,550 万円は、学校給食センターの設備機器等の更新に

係る費用でございます。次に、ふれあいセンター施設整備事業 1,750 万円は、ふれあいセンターの長寿命化に係る費用でございます。最後に、博物館施設整備事業 1,680 万円は、考古博物館の空調設備の改修に係る費用でございます。続きまして 3 ページから 39 ページは、教育費等予算案に関する歳入及び歳出の説明書でございますが、こちらにつきましては、議案をもって説明に代えさせていただきます。

続きまして 40 ページから 44 ページは、議案資料としまして、令和 7 年度の教育費等予算（案）の中でも、政策的事業を中心に、主な事業を記載しております。私からは、そのうち教育委員会事務局所管分を説明させていただきます。なお、記載に当たりまして、先ほど申し上げました職務権限の特例に関する条例の一部改正により総務費へ科目変更をしました事業につきましても、前年度予算額として、前年度の教育費予算額を記載しておりますのでご留意ください。まず、40 ページの上からですが、「学校給食費管理費／食材調達費」8 億 9,638 万円は学校給食食材の調達費でございます。次の「教育情報化推進費」4 億 3,788 万 1 千円は、鈴鹿市教育 I C T 環境整備事業における教育情報ネットワーク等の構築及び運用管理等に要する費用でございます。次の「教育推進費／事務費」88 万円は、「(仮称)新たな小学校」開校に向けた学校再編準備委員会の運営、校章、校歌の作成、地域向けニュースの発行等に要する費用でございます。次の「教育推進費／スクールバス運行事業費」167 万 5 千円は、スクールバス試乗会・体験会の実施、乗降場所標識の作成等に要する費用でございます。次の「河曲小学校施設整備費／屋内運動場」1 億 1,893 万 7 千円は、旧屋内運動場解体工事、渡り廊下建築工事等に要する費用でございます。次の「郡山小学校施設整備費／校舎」1 億 1,543 万 2 千円は、「(仮称)新たな小学校」開校に係る郡山小学校の改修工事等に要する費用でございます。次の「教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費」1 億 2,387 万 2 千円は、小学校の屋内運動場に設置する空調設備等の機器材の借上料等に要する費用でございます。次の「学校施設長寿命化／大規模改造事業費」5,327 万 2 千円は、長太小学校外壁・トイレほか改修工事等に要する費用でございます。続きまして、41 ページを御覧ください。「教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費」3,241 万 6 千円は、中学校の屋内運動場に設置する空調設備等の機器材の借上料等に要する費用でございます。次の「学校施設長寿命化／大規模改造事業費」4 億 1,550 万 8 千円は、白子中学校東館ほか改修工事等に要する費用でございます。次の「就学援助費（小学校・中学校）」1 億 9,020 万 6 千円は、要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等を援助する費用でございます。次の「学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校）」2 億 8,384 万 9 千円は、特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育、少人数指導、複式学級及び教科担任制に対応するための非常勤講師及び医療的行為を必要とする学校に看護師を配置する費用でございます。次の「学力向上支援事業費」1,753 万 4 千円は、読解力向上ワークシートライセンス利用料及びリーディング D X スクール事業報償費等に要する費用でございます。次の「読書活動推進事業費」385 万 6 千円は、中学校への電子図書システム運用費用及び電子図書コンテンツ購入費等に要する費用でございます。次の「義務教育教

材費（中学校）」2,894万9千円は、中学校の教科書改訂に伴う中学校全教科の教師用教科書及び指導書購入費等に要する費用でございます。次の「外国人児童生徒サポート事業費」6,052万4千円は、外国人児童生徒等の学力保障のための教育環境整備、外国人児童生徒が一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり、不就学の外国人児童生徒への就学支援等に要する費用でございます。続きまして、42ページを御覧ください。「不登校対策推進事業費」2,533万円は、小学校のスクールライフサポーター、中学校の不登校対策教育支援員、不登校対策アドバイザーに要する費用及び教育支援センター（けやき教室、さつき教室）の運営等、小学校校内サポート教室「ほっとルーム」の設置等の費用でございます。最後に、「コミュニティ・スクール推進事業費」336万1千円でございますが、児童生徒の教育環境の推進を支援するため、小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置する費用及び学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため、コミュニティ・スクール推進研修会を開催するための費用でございます。教育委員会事務局の所管分については、以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（参事兼地域協働課長）資料42ページを御覧ください。令和7年度教育費予算(案)の主な事業として、地域振興部所管事業を説明させていただきます。主な事業の1つ目は、ふれあいセンター長寿命化改修事業でございます。令和7年度、ふれあいセンターについて、公共建築物個別施設計画に基づく長寿命化改修として、ホールの屋根について防水工事を実施させていただきます。この工事に係る経費として、ふれあいセンター長寿命化改修事業費1,965万1千円を計上しております。続いて、二つ目は公民館管理運営費／維持修繕費でございます。昨年、椿公民館内で雨漏りが発生いたしました。同公民館の公共建築物個別施設計画に基づく改修工事の計画年度は令和10年度から13年度ではございましたが、調査の結果、至急の対応が必要であったことから、令和7年度に、屋根の防水改修工事を実施させていただきます。公民館管理運営費／維持修繕費につきまして、公民館の防水改修工事を含み、前年度予算より1,268万8千円増の1,858万2千円を計上いたしております。地域振興部所管の事業説明は、以上でございます。

（文化振興課長）それでは、続きまして令和7年度教育費予算案のうち文化スポーツ部所管事業の主な事業について説明いたします。42ページを御覧ください。「鈴鹿市二十歳のつどい事業費」227万4千円は、大人となった自覚を促し、二十歳になられた方を祝い励ますために二十歳のつどいを実施する経費でございます。43ページを御覧ください。「市民学習活性化事業費」51万7千円は、市内の高等教育機関4校や企業等と連携し、市民へ専門的分野の学習機会を提供する市民アカデミー「まなベル」の実施に係る経費でございます。「地域家庭教育支援事業費」321万3千円は、地域が主体となり、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進する「放課後子ども教室」及び「土曜体験学習」の実施に係る経費と、子育ての悩みを解消する一助として、保護者を対象に実施する訪問型ワークショップ

「親なびワーク」に係る経費を計上しております。次に文化財課の事業といたしまして、「一般文化財活用事業費」251万9千円は、現在、構築中のデジタルアーカイブシステムについて、システムの維持、データの充実のための経費に加えて、システム構築を記念して実施を予定している講演会のための経費です。また、「管理運営費／維持修繕費」2,423万円は、考古博物館の空調設備改修工事及び屋根改修工事並びに施設・設備を維持するための小破修繕費を計上しております。財源の一部は、地方債として博物館施設整備債で対応しております。次に図書館の事業といたしまして、「図書館サービス推進事業費／運営・サービス事業費」617万6千円は、誰もが読書に触れることが出来るよう、環境整備を図るための電子図書導入等の経費を計上しております。財源の一部は、すずか応援基金の充当及び、生活環境創生交付金で対応するよう現在、申請準備をしております。文化スポーツ部所管の予算概要につきましては、以上でございます。

(子ども政策課長) それでは、私からは子ども政策部の所管事業につきまして、説明申し上げます。43、44 ページを御覧ください。子ども政策課所管の「施設管理費／維持修繕費」でございます。幼稚園施設関連の改修や、トイレ、遊具などの維持修繕費用といたしまして、419万円を計上しております。子ども育成課所管の「学びサポート環境づくり事業費」でございます。公立幼稚園に在園する支援が必要な園児の介助を行うため、特別支援補助員32人を配置するための経費としまして、3,483万4千円を計上しております。最後に、子ども家庭支援課所管の「特別支援教育推進事業費」でございます。学官連携を行っている大学の教授が助言等を行った際の報償費や、すずっこファイル作成のための費用、及び「すずっこスクエア」の活動における教材、消耗品、設備修繕等の費用といたしまして318万2千円を計上しております。子ども政策部所管分の説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 3点、質問がありますので、一問一答方式でよろしいでしょうか。まず、1点目として、1ページ「(3) 部局別内訳」の教育委員会事務局の対前年度増減額が約6億9,000万円減額となった内訳について、40から42ページで書かれていると思うのですが、その減額に至った一番大きな要因は、どちらになりますでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 教育委員会事務局の減額に至りました要因ですけれども、先ほど説明させていただきました、40ページ以降の主要事業のところでは主なものとして、「教育情報化推進費」で約2億3,800万の減額になっております。また、上から5つ目の「河曲小学校施設整備費／屋内運動場」につきましても約2億7,600万の減額、41ページの上から2つ目の「学校施設長寿命化・大規模改造事業費」では、約3億7,000万の減額になっております。主な減額要因といたしましては、今年度で整備が完了したハード部分の減額によ

るものが一番大きいと考えております。若干ではございますが、ソフトの部分の増減もありますけれども、増額と減額を相殺しますと今年度整備が完了したハード部分の減額が主な要因となっております。

(笠井委員) 2点目の質問として、2ページの小学校、中学校の屋内運動場空調設備リース料についてですが、学校数としては小学校の方が多いと思うのですが、金額としては中学校の方がリース料としては高くなっておりますので、小学校においては、それほどリースされていないという認識でよろしいのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 小学校の空調設備のリース料につきましては、令和5年度でモデル的に3校分のリースをさせていただいており、令和6年度には17校が既にリースをしております。令和7年度予算に関しましては、小学校では9校のリース契約をさせていただく予定でございます。また、中学校においては市内10校、全てにおいてリース契約をしていく予定となっております。金額についてですが、中学校屋内運動場の方が面積として大きいことから、リース台数も多くなるため、その分の費用が多少高くなっております。

(笠井委員) 3点目の質問としまして、43ページ「図書館サービス推進事業費」について、前年度予算と比べ、今年度は増額されていると思うのですが、前年度までは電子図書を導入されていませんでしたが、令和7年度において電子図書を導入するに当たり、その経費としての予算を見込まれたという認識でよろしいのでしょうか。

(図書館長) 委員がおっしゃるとおり、令和7年度は電子図書を導入するということで、その経費を見込んで前年度から金額が上回ったということになります。

(笠井委員) 電子図書というのは、図書館の中でiPadなどの端末で読むことができるのでしょうか、それとも御自宅などでも使えるようなサービスになるのでしょうか。

(図書館長) 電子図書は、図書館にお越しいただかなくても、インターネット上でいつでもどこでも、御自分のパソコンやスマートフォンから電子図書を借りて見ていただけるといような仕組みになっております。

(加藤委員) 来年度から教育費と総務費で予算科目が別になるという話は、これまでの中で決まってきたことであるとは思いますが、気になっているのが、内容の情報共有が今後どうなるのかということです。やはり関係するところもあると思うので、何かを決める云々ではなく、報告などで情報共有を行われた方がいいのではないかと個人的には思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 予算上は総務費という形で移っていくのですが、来年度以降につきましては、議案として提案させていただく形からは抜けていくと先ほど説明させていただきましたが、加藤委員がおっしゃるように、情報提供のあり方につきましては、今後事務局としまして検討させていただきたいと思っております。

(加藤委員) 是非ともよろしく願います。

(服部委員) 42 ページ、教育支援課所管の「不登校対策推進事業費」と 44 ページ、子ども家庭支援課所管の「特別支援教育推進事業」の 2 点について同じことをお聞きします。両方とも前年度より増額ということで、本当に現場としては、この 2 つの課の事業としてここに書いてあることはありがたいことで、増額していただければ、さらに良く動けるのかなと思っています。この事業説明に記載のある中で、それはどの部分に増額されていくのかを教えていただければと思います。

(教育支援課長) 基本的には、人件費部分が全体的に上がっておりますので、その部分を上げていくというところが主になっていきます。取組内容につきましては、効果があるものをしっかりと把握しながら充実をさせていきたいと考えております。

(子ども家庭支援課長) 特別支援教育推進事業費の増額につきましては、事業説明の中の 3 つ目の黒丸の「すずっこスクエア」事業に関することでございます。業務内容に特に変わりはありませんが、使用している施設の老朽化に伴いエアコンの効きが悪い状況であり、今年度も猛暑の中で工夫してやってきたという状況がございます。そのため、主な会場として使っている部屋のエアコンの更新をさせていただきたいということで、その費用の部分を増額する形となっております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2160 号「令和 7 年度鈴鹿市教育費等予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2160 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2161 号「財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター スチームコンベクションオープン）」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市学校給食センタースチームコンベクションオープンを取得するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2161 号「財産の取得」について、説明申し上げます。2 ページ、3 ページを御覧ください。今回、取得しようとする財産は学校給食センターの厨房機器でございます。取得予定価格 3,278 万円でタニコー株式会社三重営業所と売買契約を締結しようとするものでございます。取得目的といたしましては、平成 20 年度に建築の学校給食センターの設備機器等について、令和 6 年度から令和 8 年度にかけて行う大規模改修に伴う厨房機器の更新でございます。購入内訳といたしましては、スチームコンベクションオープン 5 台と附属機器でございまして、令和 7 年 7 月末で 17 年を経過し、器機部品等が老朽化していることから安全安心な学校給食を安定的に提供するために令和 7 年度の夏季休業中に更新をしようとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2161 号「財産の取得について(鈴鹿市学校給食センタースチームコンベクションオープン)」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2161 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2162 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、

この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは議案第 2162 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について」説明申し上げます。5 ページを御覧ください。今回の改正につきましては、令和 8 年 4 月に合川、天名、郡山の小学校 3 校を再編し、新たに開校する予定の小学校の校名について教育委員会 12 月定例会において、校名案を決定しましたことから、「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例」の一部改正を行うものでございます。改正内容でございますが、現在、仮称となっております「鈴鹿市立新たな小学校」を、「鈴鹿市立天栄小学校」とするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2162 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2162 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2163 号「鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2163 号「鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について」を説明申し上げます。7 ページを御覧ください。鈴鹿市こども条例の施行を踏まえ、組織の組織名の表記をはじめ、関係条例における「子ども」表記を平仮名表記に改める等について、別紙のとおり改正を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松島委員) 「子ども」の「子」の漢字を平仮名に変えるという形であろうかと思うのですが、そこに至った背景のところを少し御説明いただけますでしょうか。

(教育支援課長) 2023 年 4 月にこども家庭庁が発足しまして、そこで「こども基本法」も制定、施行されたということで、国では子ども表記を平仮名としており、それに準じた対応と捉えております。

(松島委員) そういった形で統一していくということになっていくと思うのですが、例えば、各 P T A であるとか、子どもに関係する諸団体、任意団体含めたところについても、子どもの表記は平仮名表記で市として統一してやっていきますというようなアナウンスなどはお考えでしょうか。

(子ども政策課長) こちらからの発信文書等に関しましては、随時という形にはなりますが、既存の残っているもので、漢字の「子」を使っている場合ですと、そのまま使うというのも 1 つの考え方ですし、無くなり次第というようなところで変更していくというところでは考えております。今回、こども条例の施行に合わせて、市としての 1 つの考え方として、平仮名表記にしていくという考えでございますので、それを他の団体等に求めるものではございません。そのため、市として統一してやっていくという考えにそれぞれの団体様のお考えや事情により変えていただく、そのまま使っていただくところであると考えておりますので、こちらからは敢えて求めていかないというように考えております。

(松島委員) こども家庭庁の方では、平仮名の「こども」表記という形で統一していくという見解は出されてないという解釈でよろしいですか。

(子ども政策課長) 子ども表記を漢字、平仮名のどちらを使うかということに関しましては、法令上の明確な規定はございません。それぞれの法律により、子どもの年齢基準も異なっており、統一されているものではございません。先ほどの説明にもありましたように、国は「こども基本法」の施行に合わせてその理念も踏まえて、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しておりますので、それに合わせていくことということで、本市が施行を目指している「こども条例」においても、平仮名表記とする方向で進めております。

(松島委員) これから一般市民の方や、先ほど言った諸団体の方から、表記に関し、例えば、「表記を平仮名にしないといけないのか。」「平仮名に変えていった方がいいのか。」などのお問い合わせが入ってくる可能性があるので、統一した見解で、表記を平仮名にした背景

や理由、そして推奨するレベルをお答えできるようなQ&Aのようなものが備えてあればいいと感じましたので、検討していただきたいと思います。

(笠井委員) 追加の質問ですが、漢字の「子」が平仮名の「こ」に変わっただけではなく、例えば9ページでは「児童」を「こども」に、また、15ページでは、「子ども」を「こども」に変えることに加えて、かつ定義を15歳から18歳に変更しているのですけれども、これらはこども家庭庁で取扱ういわゆる子どもの年齢は、成人するまでを示すといったような何かそういう指標があるのか教えていただけましたらと思います。

(子ども政策課長) こども家庭庁が定めました「こども基本法」には子どもの定義を何歳から何歳までというところの定義として、心身の発達過程にある者と定義しております。一方、「子ども・子育て支援法」では、概ね18歳以下と定義されており、その法律により子どもの定義はそれぞれ統一されていない状況ではございます。

(笠井委員) そういことと、今回、漢字表記を平仮名に変えるときに、条例をもう一度見直していく流れの中で、15歳から18歳へ変更されたという認識でよろしかったでしょうか。

(子ども政策課長) 現在進めております鈴鹿市こども条例につきましては、子どもの定義を何歳にするかという議論はしましたが、児童の権利に関する条約を主な考え方の中心として、制定を進めておりましたので、結果としましては、18歳以下というところにはしましたが、ただし書きといいますか、絶対的に年齢だけによるものではなく、その心身の発達過程にあるところの方につきまして、18歳を超えても支援対象になってくる方であれば、子どもとしての扱いとするという考え方にてしております。

(加藤委員) 私も先ほどの関係するところの質問なのですが、例えば10ページの「児童」が「こども」に変わっていますが、「児童」、「生徒」は割としっかりとした範囲があると思うのですが、「こども」となると今の議論のように、まだ定まってないという中ですと、次の事業を行うときのその児童館自体の対象とする範囲についても、これから議論していくというイメージでよろしかったでしょうか。

(子ども政策課長) 児童館となりますと、直接の担当はしておりませんので、覚えによる回答になるのですけれども、対象として利用されている方は、中学生以下であると思います。今回、漢字表記が平仮名に変わることで、「児童」を「こども」に読み替えるということで、その中身の内容までが変更になるものではないと理解はしております。

(加藤委員) 先ほどの松嶋委員のお話にもありましたように、市民が共通認識を持てるように、少しでも何か働きかけがあればいいと思います。

(服部委員) 条例等にある子どもの表記を変えるということですが、教育振興基本計画などの表記も変わってくるのでしょうか。また、県の教育ビジョンについて、県ではどのような動きであるのか教えていただけたらと思います。

(参事兼教育総務課長) 子ども表記につきましては、先ほどの子ども政策課長の説明にもありましたように、本市ではこの4月からのこども条例の制定に向けて進めさせていただいておりますが、それに併せて総合計画や教育振興基本計画における子どもの表記を変えることはいたしません。計画改定の際に表記を変えていく動きになっていきます。県における表記を変える動きについては、現時点では承知しておりません。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2163号「鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2163号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第2164号「鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは私からは、議案第2164号鈴鹿市人権教育センターの一部改正につきまして説明を申し上げます。16ページを御覧ください。鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の見直しに伴い、所要の規定整備を行うため、別紙のとおり改正を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2164 号「鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2164 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 7 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目「令和 7 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」の報告をいたします。

1 ページを御覧ください。まず、「1 鈴鹿市立小学校小規模特認校の就学」につきましては、新 1 年生を 10 人程度募集しましたところ、応募及び許可人数はありませんでした。来年度、合川小学校の新 1 年生は 7 人で、全校児童数は 54 人となる見込みです。

続きまして、「2 鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学」でございます。まず、旭が丘小学校につきましては、2 校で合計 15 人程度の受入人数を設定しましたが、希望者はありませんでした。次に、白子中学校につきましては、4 校で合計 95 人程度の受入人数を設定しましたところ、天栄中学校に 65 人創徳中学校に 3 人千代崎中学校に 2 人合計 70 人の希望者があり、全員が決定しました。鼓ヶ浦中学校への希望者はありませんでした。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 2 番目の「鈴鹿市幼小中一貫教育をめざして」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の 2 番目「鈴鹿市幼小中一貫教育をめざして」について説明申し上げます。12 月の定例会でいただきました御意見を踏まえ、さらに事務局内で検討を重ねて修正をいたしました。この後いただく御意見をもとに最終調整を行い、3 月定例会で御承認いただきたいと考えております。それでは、主な修正点についてお伝えします。始めに報告資料 2 ページの概要を御覧ください。幼小中連携から幼小中一貫教

育へ進める背景の1つとして、少子化について追記しました。また、左下の黄色で示した部分について、前回までは天栄中学校区を検討基盤とした小中一貫教育ビジョンとしておりましたが、今後の計画策定の予定を踏まえて、天栄中学校区における義務教育学校設置に向けた再編計画としました。続きまして、別冊資料1の1ページを御覧ください。「鈴鹿市幼小中一貫教育をめざして」を策定することとなった経緯をまとめました。2ページには、総合計画2031や教育振興基本計画との関係についても図で示しました。次に12ページを御覧ください。今後、市内で幼小中一貫教育を段階的に導入していく見通しを示しました。鈴鹿市総合計画2031及び鈴鹿市教育振興基本計画の期間である令和13年度末までに、全ての中学校区で実施することをめざすために、取組内容を3段階に分けて具体的に示しました。また、校区の状況に応じて、児童生徒数の減少が顕著な中学校区グループ、適正規模を保ち続ける見込みのグループ、校区の見直しの可能性があるグループに分けて示しております。続いて、14ページを御覧ください。情報活用能力の育成については、前回、義務教育学校の特徴から考えられる「教科の創設」として記載しておりましたが、取組そのものは市内全体で進めていくことから、具体的な取組のページに移しました。同様に、郷土学習につきましても、19ページにありますように、具体的な取組のページに移しました。これに伴って、22ページに記載しましたように、独自教科等の創設について、制度の説明を記載しております。次に27ページを御覧ください。義務教育学校のイメージをお示ししました。ただし、この記載内容はあくまでも例であり、今後、子どもや保護者、地域の方の御意見を伺いながら、めざす学校像、児童生徒像などを踏まえ、学年段階の区切りや特色ある取組など、カリキュラムを検討していくことになります。続いて、28ページを御覧ください。今後の見通しについて、学校園の取組欄を設け、段階的な導入について記載いたしました。なお、令和8年度に開校予定の(仮称)新たな小学校につきましても、2月市議会定例議会で議決されるという前提で、関係するページには天栄小学校と記載しております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 幼小中一貫教育を導入するに当たり、公立幼稚園、公立保育所とは連携がスムーズであると思うのですが、実際には、私立の幼稚園や保育所に通われている方もたくさんいらっしゃると思うのですが、今後の連携についてはどのような予定であるか、構想などがあれば教えていただけましたらと思います。

(教育指導課長) 現在も公立幼稚園、保育所だけではなく、私立幼稚園や保育所、認定子ども園と中学校区で情報共有をしております。今後、架け橋プログラムなども想定しながら、できる限りの情報共有をしていきたいと考えております。

(松嶋委員) 前回からの修正で「複線型」という表記が消えたように思うのですが、13 ページには、1 ヶ所だけ 13 ページの中の図の中には残っているのですが、概要からも「複線型」という言葉は消えたと思うのですが、その背景について教えてください。

(教育指導課長) 「複線型」というのは、子どもが主体となる授業手法の 1 つであるため、複線型を前面に表現すると形だけが先行してしまうことが考えられますので、形だけが先行するのではなく、子どもが主体となる授業ということを想定し、その 1 つの手法としての複線型という趣旨でこのような表記としております。

(松嶋委員) 先ほどの説明の考え方にすごく賛成でして、複線型という表記は、専門用語的に先行しているような感じがしていたので、あくまでも子どもが主体的に学び、そして自立していくところをクローズアップして強調する方がいいと思っておりました。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 3 番目の「速報展「発掘された鈴鹿 2024」の開催について」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、続きまして報告事項の 3 番目「速報展「発掘された鈴鹿 2024」」の開催につきまして説明申し上げます。3 ページを御覧ください。鈴鹿市考古博物館では、毎年、速報展といたしまして、広く市民の皆様方に、鈴鹿市内において、前年に行った発掘調査の成果をお知らせしております。今年度は、3 月 22 日（土）から 6 月 15 日（日）まで、「発掘された鈴鹿」として開催するものでございます。この展示は、開館以来毎年行っており、今回で 27 回目となります。今回の速報展では、広瀬町の伊勢国府跡、国分町の富士山 1 号墳などの発掘調査の成果を展示いたします。なお、この速報展に関連する催しといたしまして、3 月 23 日（日）に滋賀県立大学の佐藤亜聖教授による講演会を、5 月 18 日（日）と 6 月 14 日（土）に発掘担当者によるスライド説明会を開催します。講演会及びスライド説明会の参加者は当日の観覧を無料といたします。また、4 月 26 日（土）、27 日（日）は「県民の日」を記念して、5 月 18 日（日）は国際博物館の日を記念してそれぞれ観覧無料といたします。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 4 番目の「考古博物館「伊勢国分寺まつり 2025」について」をお願いいたします。

(文化財課長) それでは、私からは報告事項の 4 番目考古博物館企画展「伊勢国分寺まつり 2025」につきまして、説明申し上げます。7 ページを御覧ください。考古博物館では、

令和4年度に、市制80周年、伊勢国分寺史跡指定100周年及び史跡伊勢国分寺跡歴史公園竣工を記念して「伊勢国分寺まつり」を開催いたしました。この「伊勢国分寺まつり」によって醸成されました、河曲地区のまちづくりと本市の歴史や文化への関心の高まりを継続してまいりたいという考えから、その名称を継承し、今年度も「伊勢国分寺まつり2025」を開催するものです。日時は、3月15日（土）午前9時から午後4時までを予定しております。主な内容といたしましては、展示関係では、特別展示といたしまして、「本物の土器にふれてみよう！」と題して発掘された土器に実際に触っていただける展示を博物館シアターにて開催いたします。また、体験講座といたしましては、博物館講堂で実施する「勾玉作り」、玄関前広場で実施する「火起こし体験」のほか、考古博物館のゴールデンウィーク及び夏休み子ども体験博物館での人気講座を開催します。史跡伊勢国分寺歴史公園では、「凧作り」や昔の遊びである「竹馬体験、竹とんぼ体験」に加えて、神戸高校、白子高校の生徒さんによるワークショップを開催するほか、子どもたちが楽しく遊んでもらえるよう「ボールなど遊具の貸し出し」を行いますとともに、伊勢国分寺や歴史公園について知っていただくため、考古博物館サポート会によるガイドツアーと「史跡伊勢国分寺跡クイズラリー」を行います。また、キッチンカーの出店やAGF鈴鹿株式会社様の協賛による同社商品の無料配布も予定しております。

なお、当日は、博物館常設展示を無料開放いたします。運営につきましては、河曲地区地域づくり協議会、国分町ボランティア隊及び考古博物館サポート会の皆さんに御協力をいただき実施をいたします。最後に、悪天候や感染症流行などの理由により実施内容を縮小等する場合につきましては、前々日の3月13日（木）午前10時までに博物館ウェブサイト及びSNSにおいてお知らせする予定でございます。以上で報告とさせていただきます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「令和7年度鈴鹿市立図書館の臨時休館について」をお願いいたします。

（図書館長）それでは、私からは報告事項の5番目「令和7年度鈴鹿市立図書館の臨時休館」につきまして、説明申し上げます。資料の11ページを御覧ください。図書館では、毎年、特別整理期間を設け館内に配架している図書資料が、正しい位置に配架されているか否かの確認を行う蔵書点検を実施しています。令和7年度は、特別整理期間として9月30日（火）から10月6日（月）までの7日間を休館いたします。図書館の休館日として、鈴鹿市立図書館条例施行規則第2条第4号において「7日以内の期間で教育委員会が定める期間」と定められております。また、10月7日（火）が月の第一火曜日にあたり、条例施行規則第2条第2項において休館日と定めておりますので、9月30日から実質8日間の休館となります。市民への周知は広報すずか、鈴鹿市ウェブサイト、図書館ウェブサイト、館内

掲示などで行います。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和7年2月教育委員会臨時会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和7年2月教育委員会臨時会でございますが、令和7年2月25日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和7年2月教育委員会臨時会を令和7年2月25日(火)午後2時から教育委員会室において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和7年2月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

2月教育委員会定例会終了 午後2時40分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長

委 員